林の藤ころも

三

1 曽 5
75
3

備前
岡山油町
貸本所
米屋出店

秋乃夜佗まし巻之三

目録

東山院迁幸御行列式
堂上武大名幕府士之弁
某人解官之変
和漢治平之事
孝婦之巻説
賢虞両乳母之説

門1 曾5
部 75
巻 3
岡山 油町 本屋

# 秋の寝覚巻之三

百十四代 東山院御宇宝永五戊子年京師大火の事

其時ハ風烈ニて上加茂へ促(ウナカ)され諸火の後近衛

殿の寝殿彼の皇居ニて御造営成て翌六

己丑年十一月十二日近衛殿より新御殿へ

遷幸ありしその日の道筋近衛殿を東へ今御

門下通を南へ丸太町西南門へ御行粧花の如し

今度ハ橋本定影焼亡後東聖護院の里

内裏に年を累ねて住せ給ふ今度の事ハ龍駕
遷幸北御所より宝永の度ハ御築地内の御事之
あれハ外宝田同民屋をも去せ給ての遷
幸なれハ絶て久しき千代の古き例のあらゆる
新しき事共いかにも例を尋ねて諸事之
いまし御道筋の高楼を定まりけるとかや
あらたなる家々も出来ての神饌ふき清め御
道筋の御用を奉りける千家の御用ハ物々ハ
聖主此御世を乃ぞ御喜ありとも列なる人ハ

あらゆる下々に住居させ給ひぬるハ是に付
ん家々静の心をしるく明るに甲斐なく御はれ
幸さち給ひぬしいよいよ世にまれなるへき
ものなれハあふき侍らんや扨ての御ありさまの
御行粧見たきのみならず書置侍らんとて
抑ふ記ス

宝永六己丑年十二月十六日

遷幸御行列之式

奉行甘露寺頭左中弁

童子舎人
車副 棙持 同 挿枝持

童子舎人 出車 手縄持 手縄持
車副 榻持 同 挿枝持

出車

手縄持 車副 挿持 同 挿枝持 雨皮持

手縄持 車副 挿持 同 挿枝持 挿笠持

沓持 楽人十人 兵士 十人

笠持 楽人十人 楽人司 兵士 十人

少志 日 泰兼康 日上 少尉 日 利益 日上

大志 日 大石江亮 日上 大尉 日 章宣 日上

沓持 傘持

十人 十人

神祇官 白丁 日 大麻持一人 布衣 日

白丁 日 布衣 日

御先拂

權佐 光和朝臣 随身 沓持 傘持

督為信

佐

正俊恒朝臣 布衣 沓持 布衣 傘持

左衛門府 府生 紀氏親

府生 和気則貞

左衛門府

地下府生 宗岡信行 沓持 傘持 少志 日

地下府生 坂上是豊 沓持 傘持 大志 日

督 石山三位 基董卿 随身 日 沓持 傘持

佐 中原康忠 上日

権佐 宗岡行佐 上日

陰陽寮頭 土御門 泰連 布衣 沓持 布衣 傘持

公卿 廣橋 左大弁宰相 布衣 日 沓持 傘持

高辻大内記 少納言 信長朝臣 上日 上日

主鈴 正量 沓持 傘持 上日 上日

日野中納言 布衣 同 沓持 布衣 同 傘持

東園中納言 上日

清府長 久我 源中納言 上日

坊城中納言 上日 諸大夫 諸大夫

三條中納言 上日

飛鳥井中納言 上日 諸大夫 日 日

清府長 一条大納言 小雑色 同 沓持 小雑色 同 傘持

諸太史 書改日日
書次日日
御府長 二条大納言 布衣日
布衣日

布衣日
布衣日
皆打 諸太史
傘持 諸太史
西園寺大納言
御府長 布衣
布衣

二条右大臣
書改 布衣 皆打 書次日日日
書次 布衣 傘持 書次日日日
随身 諸太史

右近将 近衛殿下 源常通 皆打 傘持 府生
左近将 近将 殿下 身人雑仕 皆打 傘持 府生 日

諸大夫　随身　九条右大将　随身　布衣　下部
諸大夫　随身　随身　布衣
諸大夫　随身　近衛大将　随身　布衣　下部
諸大夫　随身　随身　布衣

山本中将 公其朝臣　上日
武者小路 公那朝臣　上日
花園宰相中将 実仲朝臣　上日

風輦

梅渓中将 通成朝臣　上日
冷泉 為久朝臣　上日
園中将 基名朝臣　上日

清水谷宰相 公済卿　随身
梅園少将 隆兼　上日
野宮宰相 定基卿　随身
中山宰相 兼親卿　上日

身人頭清玄　上日
身人頭清光　上日
東子康布朝臣　上日

諸大夫

馬

馬副　日舎人　日日日　省督　藏人

馬副　日舎人　日日日　舎督

中原[illegible]　[illegible]

[illegible]

殿上侍臣

宗[illegible]　布衣　省督　宗[illegible]　日上

永資　布衣　省督　宗房　日上

[illegible]　日[illegible]　[illegible]

権[illegible]

芭條朝臣　[illegible]　省侍　少尉　宗国康次　省督

資時　[illegible]　省督　大尉　紀季時　省督

日[illegible]　[illegible]

日[illegible]　[illegible]

右衛門府

督[illegible]　[illegible]　省督　国[illegible]　国房　右月

永房

日[illegible]　[illegible]

日[illegible]　[illegible]

出車　手綱持　車副　掛持同　両役持
　　　手綱持　車副　揚持同　掛手持

同日　右同　右大臣子息中将　右近衛少将
同日　右同　関白子息四位少将

以上

御行列内摂政不審　東山院御在位之比ハ関白ナり
其後又所ゝ押山口安房守ト有ケル時分ハ禁裏御附ニ而之
後年町奉行ニ移り此時ノ京都役ハ両目付松平紀伊守殿ニ而ハ
安房守与力中根摂津守之又与力村上兵庫守有之時附ハ
御附組ノ与力之儀者組頭ニ而町奉行組与力朝倉某死
後ハ村上兵庫守をも可求之所に兵庫守ハ目付太田某
後病死ニ付右跡へ安藤某云ふ者を求め子抱当時ノ安藤某也と云ふ
親父之
雲井ハ仕ふる臣下ハ上わる代々のしわしるべし
人臣の家を引て家の名をつぐ人もなく絶てしまふ事
なし過ぎて續絶なんとそれハ氏族親族の
内より之を嗣て其称号をつぐる諸侯と同様

ハ縦へとも道ニ武門の子孫居山て嗣とせ
ると不聞まれニ極摘縷上持ともりとて
紫の代とハいへとも皆親先祖の法なり給ハ
なし縷ニ何程何程の家ニ於ても例を不
聞採酒しさる事ふ自ら下済ます事ありたり
て浅ましき所法の沙汰もありなれとこれ等
の庶人の意にしてさる情とハ遠ふるものも果
の義読の一ツ申へし希ニハ解官せしまて庶
人ふなるるも有れとも是ハ公家一統の恥ふ而

是武家ニてありしも新達遊使ハ安ありい幸其
橋ニ飯まし而已更ニ用ふ家國の古風今もさ
始らにきの事ハ雲の上乃清事なめりとこそへハ或
上下えて以て上達部とて君ふ保衷経の外今
公家の人々ハ其風俗の中かましきも偏ふ　神祇の
組ふむかしの先ッ第一本意後のかたき採微ニして
此目よりしまて本ふ奢侈ても意しきむるの文詞
浪のあつさハさ家し子古経の極有て大清大野
ニ必ず庶人ニ至迄し文極もなり紀を採を得へき事

抑も耕をれハ何ゆゑに何條せんや是不敬
奢侈諂諛ハ日々に絶ゆる處哉ハ世人も皆上
家の如く能なりし制せましても世風淳古ならん
りし故人とも安保誹謗しあるハ古しへの如く国
司も役なりとなりしハ其国の貢ぎ取運ハ物くハことと
世間にあり其課役にかさねて其国を荒さん
事のみなく左もなりしハ一変もしと国司をも
皆之を寄ませハ論由れ何毫領の行ハるとせしむ
事も荒荒も思ひ生して賊(サカ)となるへし殊に人々胡

辞の旨を以不背州の事ハ綱辞へ文代勤させ
て譜代の忠者小邦辞の事を申付らるに仍之
今も国司有りし其限の間より損つ事小邦との
課役をかさねて百姓を悩まし小玉三家も出来事まれに
日本人ハ不易の役をかさねて辛く又両限欽慮するを以て
世を國て苦しむと言ふ上世ハ不知今の世なれ人々みな
至りても一国を治てらい成ハえらもやあみしと色々課
計を廻らして百姓を苦しむるならしめへし加様の事とさせ言
是故ハ公家みな今の守護等衆の徒ハ何にも

第ニ定り置きたる處を論し又今の大名と云
物ハ島津佐竹なと云ふ家にて毎年江戸
往来多分ハ平穏なる事なれハ大望の有時
日本の騒乱かくまさに熟国となり諸侯と成相
ことに其國ハ君父とて戴して政を奉する其
凡中華の天子諸侯の封建の例ニ是と合ふ
記せる朝廷の臣の封位を取へ是を因とし
うして諸子ハ左書中ニて餘多の國を領し
西伯の如き者の四隅ニ充塞せし今中華ニ在

處なる諸侯の處昔年を聞ハ昔秦漢の比
ハ封建の制を郡県となして千里ある戰國の封
太に行ハれて度数百年を經るの後に戰争
之を封國して親ら各諸侯ニ邊邑を賜ひて侯様
して我の國の主となりし彰之而ハ太閤秀吉公
天下御一統し始め各の都の諸侯皆幕下に
豊臣の幕下に屬し切を為まて有年足にて
あるいハ保受の國を以て呂とまつ
とまく失ありに下し様ハ空に止事と思ふれは趣

之甚夏に来ぬる并に亜細亜の事に付て有も有之
れしも限ある年に滅すへきハ儀堂之門ニ例也
ならさる家に准へ来れしの国を得中にも　神祖ハ
創業を以実ハ例を避られ其余の御ハ天下の
政道を任せられ手さしもの大閤も時勢に
随ひ至しとして一世の風を改めさせられん
事難きハ今に於て万世の風俗を帰せり
又幕府の士農工商も三州以来の譜代にて
甲州流越後流二十の諸家を年限の切さる与り

離れ幕府の偃つしものに至れとも
後世に於てハ年和歳并皇女中一系の傳ひ
すり兵家ハ猶に没せの形又は兵家ふ限
ミ高家并の下司等を召されて振し忠ニ属す
るも有無として近世の士執とすハ拜を致に執て
筆算并常用の利信を宗とし武役を
二等にも成しけに見申へき歎かへき
神祖　台徳大猷両君の御代よりも高尚風を振ひ
兵を両にハ兵法に切されて以来り難しへき

其名目ハ有なから只治まる御代を知る而已
なきハ武門の穿鑿ハ一向手に武役の事も
然入の御謀ら数絶様なし故却て疎る也
去て何事も帰もつ一自ら武を嗜の志を
失ふぬくなる故大方の用ゆ慶文武を翔要す
其の法則と嚴成し兵ハ甚ハ今から年を経ハ
昔の遺風僅ニ残るへし／＼未形無きまて高
時の勢ハ家の祖先の功名を以家禄とし
実ハ何を何に何村の侍なら／＼なし故なる者

若此お役に叶ふ多し凡一己之功を以立身せる
ハ古来例多けれ共いら成凡下卑賎と
なつて功を以取る事なき事の手柄を立
公将ニ兩方ともハ大名又ハ己か素性を隠
しやし潤色して功家の様を露法てこそ証
下賤ぬるもの仕業なれハ皆も無き指も
も彼の本末ハ利倍てなしとする也
時ふ遇て君無に立身せさる之是併済治
平久なる働て士民の者ともむさほるとも

世の奢を戒るの志於専らくハ公儀幕府の風俗
操かりしを禁止せらるゝ事人しきりとも
不止示てまたすゝ重電ものなど数々しさる
仍再三是不数也
於堂上解古の人の事を書述しふ於人
多くれ心みく古への公れ左近の伝ふゆえゑ
寒とも其事をあらに無下に申きてとも
るらし他の人とかや塔の富家の与移すさま
なき西へ伝へて古見しまゆくとみく高名作

まゝくせるか疑伝今まて借してまた
賤まうそ流布しともさはまされはき御しめ方
へかゝり中りの事を形みのすふいさおなしふ世紀
業のおかるてなしをと心いやしさてをるか
くし此公を君かやと侭ひて下達取れし其伝
にて流さするとみさや絶冊にらて書て好子なと
をしめの頃ハてや他の侭ハ富つもて去て来
まセしとみ流して読孝あるさ者かもおさ侭子
天より難波ほにむて豪家てよになへハ指て無

心をやさしみ僅十三星を備ぬれ玉あるかゆき
知らには縁ふ能ハ人ハ今も旧都にて慕ふ情ある
事諸をやさしき兄弟らの寡らまて雲の上人
のおもしろしとて思ふ事て縁しき民にたくふ事
形ちも緑に備わしさよるとや諸人ハかれとはず
なきさを感ほ目をいるしきるやと諸人ほ
あまさみ袋にて家しくしと今まてさてありぬ
ハ彼々大路に備付しおいと今まて皆とるる
かにいてあり處向ふ通し解せ也きて庶人

ふゆるのしらハ清ふた大和大路あり常盤町
並玉志町又の町有人へと歌る二ぞ通り鍵屋の
地ありし続業をいとすむ家しあるまハ名
婦家之清し書の本にふ清し用ひてられ公儀の
命令二十か六ケ条書物ヲ国々けふて流石
役人ハ行をあてくみくしも皆以是示して世ヲ
なまき主君の人あして用ひしてなし魂付ニ無
ふ女ふ傷(キズツケ)事なきて一度ハ浮かる事あるし
形ちも件の用人かしらてのぞ有てば知れ

志に従ひ西にかもなく平等に応對しあらは
辛苦しみを知らぬ人は元を円しきはあれ
果ぬるものや
或人右大将家天下創業の事を識り給へく
君臣にて熟へとを想ふに後白川の法皇の家
来いとも思ひし西退補使を覆敍令の詳
さとしりて後世を恐て万世不易なる法を
も西然歳に至るまで数たり給へとかしこきは白や時
号を立給ふにして両朝來へりまて六百年

君に王位を覆さむ相敵とふなきは徹く
絶えて只西退補使を置きて時の武将を
数年百乙なき程に千歳世は乱れても一定の
よの事すべて衰へ代も好かよふ君ふ公者ら
まちのいとしさると德川の清き恩沢
信川に流副て二代の流のごとみゆる君臣の
大綱ありての大意の所整定まりて不易鉄
今しかしに穏なる世の亀鑑と東武より
政計も出たり今来を宗神の天照も四代

なされし侍る謂かハ彼を崇まつる詞にて候
天孫の皇とハ申へき儀なれハ其国にも天子の称
有とともあるハ卑称にして西土を支那と云る
ハ都て国々を蔑にし自ら一天子と称せし君郡
の武将と對揚の君なれハこそなとの天子に比せへ
られなし家臣の中にても其はや開男称し
を称し文日本升ほ漢字の影にの美称とし
あれとも中華ハ元ト云しの世なりにて万国に冠
たる唱へし国なれとも今ハ支那震旦等の旧名称

を唱へもして外の天子も国号を用ゐらる事なし
易の号なし日本ハ中華を指て漢の唐の
と唱へしも是ハ其ふり昔此国号にて今中
華と称ハ此号を不用漢と唐ハ歴代国号にて
称る事ハ久しき事故に和国ハ遣唐の
事なきと存し其自然と申習ハし今も和称之
なし漢国久しき国なれとも歴朝無不変
を換るに似る国新しきに似たり家例ハ開闢
ハ始なりし却て国旧なくと云へし　這まて每

和國の書を閲するに千何百何年と記せるハ是
出雲の國初まりし此唐船なるべし然れハ日本
ハ二千数百年を累ねて天津嗣の後世に伝へ
持さしに今公武の聖徳へ一ツ國を並み存す
と学びし然後倭曲を芟り彝志を勧励しけれハ
此初の法なし天千世界に法る國やハある中華
も今の天子を立て國の巡狩を乞ふも自
撤を歴のふとあん計く日本支那之合さ矣
孟へし天子恭平を別にて自然の天理なる先

やまと世に生れ出せし蒼生是も古く若宗
のなりて不傾く世の四是を忘るるに大
根本子の治伝例の御下るる至孝の本末を
子なすなるめし上慶賞を分へ身に此久
ま出ふ大者の仁肌をまもり伝しへ体に在
き治ものさとハ是不識しは貴下あても存
行の本治不の後くされ乳しなる書とつきは
を全すまる衣に大き道ハ宗下に四所自ら緑帰
有名をまつというに生れハ丹後の本十四年又

尓ころ肥後国小西阜中村の里農家にすまゐ
此妻ハし主人を大切ふ勤まゐらせなき者ふ
良人の女婦程桑原の農業へ嫁せしか附
ゐの下也とすしまいし其方にて七日おほ郷也
夫すり寡婦とて一人の老母ある者人のまかせ
止てハ屯き六帖ぎの古着を借り着通个
こて儘の侵付ぬ又ハ人ふ雇れ夜として朝夕
の糧と縄を夜なよし母ふ仕ゆる事せちに
して自身ハ縕をきて衾ふ廉食をくつて母ふそ

形し母乃衣食を心のまゝにいとなミして尽しかゝる
程ありけるに老母ハ已ニ八十歳其身ハ
五十歳に及びしも生涯嫁せず人是を称
しみて首を振し夫ある身ハ母へ孝廃始
終成らじとて昔より一人の子にて他に嫁せず縁
然るに病気にて渠か元へ引取り養ひ中
まて他ならぬ病しを以て後もし長
病のうへお果てたる後しても苦しみ
猶ふ身ふしてもこまり葬礼にて涙を浮べたまふ

云ても其心せり生まるかしめ寡婦ふて老後
の便をいかゞやと人々勧るに従せざま二夫め
せずとかすりもしいせて云ときかふ随ひ手踊絶
物なしし然るいせ今十ヶ年ら成てみみ尊こせり
誠生けり貞女の鏡乃御ふて老母りに孝を
とをみ給ふと云貝人帰て世て絶せいは孝行を
終をも無西歸りしこと何納らも空言と
いえも人の鏡恙と云る人しと交ふる表 裏
あるれは近隣の人賞せさるいなし仍今叙ゆ

今ふ住や庭への之と訴人とも許らしと詳し
こる人とも下親る仕へる事何しは殊しかり
世ゞ皆多く知る所もハ心の乃不る孝行を掲
そをさじ法るを人々めらして帰とく訴へ候
そくいかと聊らしおうさかてとへせとあらてる
らいある言をきへしし早く以てるみある由へ
然れとかとて一先訴を止り嗚呼嗚呼篤孝
の婦之を監察は誠は西方死の志く深かとく
達し可は猶又賞し給ふへきを将来の事なさ

八幡さくらの外

男君の御めのと云ふ赤母（次の巻に関の弁丸に古郡川とこそ女中ありこのことにや）

常に学ひ勝せ給ひて綴緒しこゝろしは

例へ百人よりも國家の重任おふけるせ

給ひて其芳名四海に轟き世挙て貴ひしたる

我か日本にあつても女性の嬉しき修りは君は

西施國母の御子として新しき御絶えぬい

らし世に勇ましきの御果報とせ申

聲なくして天か下知し古今比らぬあると

ここらにかゝる事をは都筆にて女房諸

情ハ位代にも女事もかゝる事の言語甘女

家侍には至るまで其事は悉く

事に無しとも人の語は天の室言也

秋乃夜筆之巻 第二

木屋
岡山
油町
木屋出店

備前
岡山油町
貸本所
木屋出店